

見慣れた光景が違法行為かもしれません。知らないうちに選挙違反をしていませんか？

ルールを守って明るい選挙を推進しましょう！

■事前運動の禁止

選挙運動は、立候補者の届出が受理された時から、投票日の前日までの間しか行うことができません。立候補届出前のすべての選挙運動（いわゆる事前運動）は禁止されます。

選挙の種類	選挙運動期間
衆議院議員選挙	12日間
参議院議員選挙	17日間
県知事選挙	17日間
県議会議員選挙	9日間
阿蘇市長・阿蘇市議会議員選挙	7日間



■戸別訪問の禁止

選挙運動の目的で計画的に連続して有権者の家を訪問することは禁止されています。家だけでなく、会社、工場、事務所などに行き、選挙での投票依頼をすることも戸別訪問となります。



■氣勢を張る行為の禁止

選挙運動のため自動車を連ねるなど、氣勢を張る行為をすることはできません。

■署名運動の禁止

選挙に関して、特定の人に投票するように、又は特定の人に投票しないようにすることを目的として、選挙人に対して署名運動をすることはできません。

■寄附の禁止

候補者等が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義である場合も禁止されています。また、有権者も寄附をねだったりすると法律違反になります。

候補者等本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典（ただし、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を越えている場合は処罰されます。）を除きすべて罰則の対象となります。



■飲食物の提供の禁止

いかなる人も選挙運動に関し、飲食物を提供することは禁止されています。

候補者が選挙運動員や第三者に対し、慰労する目的で飲食物を提供する場合に限らず、第三者が候補者や選挙運動員に対し、激励するために、いわゆる陣中見舞などの形で提供することも違反になります。

